

令和 8 年 8 月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令 和 8 年 8 月 5 日
武 雄 市 農 業 委 員 会

令和8年8月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和8年8月5日（水）
（開会）13時25分 （閉会）14時5分

2. 場 所 武内公民館

3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	古川さゆり	○	
2	松尾 初秋	○		12	原田 宗喜	○	
3	松尾 隆博	○		13	松岡 知子	○	
4	岩橋 久美	○		14	井手 広夫	○	
5	中村 和仁	○		15	田栗 由紀男	○	
6	池田 有	○		16	渡邊 千枝子	○	
7	田代 了三	○		17	澤井 富二郎	○	
8	笠原 勝廣	○		18	坂口 友久	○	
9	原口 保徳	○		19	相原 經憲		○
10	川口 敏広	○					

4. 協議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第3号 あっせん委員の指名について	1件
議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について	
議案第5号 武雄市非農地証明願について	2件

5. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局

定刻より若干早いですが、渡邊委員が少し遅れるという事で連絡が入っておりますが、他皆さまお揃いですので、只今から令和8年8月の武雄市農業委員会総会を始めたいと思います。

本日は19番 相原 經憲 委員より欠席ということで届出がっております。

在任委員の過半数以上の出席となっておりますので農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立いたします。

それでは議事に入りたいと思います。これからは会長の議事進行でよろしくをお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

それでは、只今から令和8年8月の武雄市農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名人に、8番 笠原 勝廣 委員、17番 澤井 富二郎 委員を指名します。

今回は、議案第1号から第5号までの審議をお願いいたします。

発言される委員の方は、挙手のうえ番号を言って、議長の発言許可を受けてから、発言をしてください。

それでは、議案審議に入ります前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 7月総会審議後の転用許可状況について報告。

会 長 事務局から報告がありました、皆様からお尋ね等ございませんか。

(質疑なし)

会 長 特にないようでございますので、議案審議に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

農地法第3条の規定による許可申請が4件提出されています。

この議案について、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてご説明します。

議案書1ページからとなります。

申請番号1番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の畑1筆 〇〇㎡です。申請事由です。(譲渡人) 市外に居住しているため耕作・管理することができない。(譲受人) 自宅の目の前で耕作しやすいためということで、農地の価格は10アール当たり〇〇円になっています。

申請番号2番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田1筆 〇〇㎡です。申請事由です。(譲渡人) 高齢となり、耕作管理が困難になった。(譲受人) 隣地を田として所有し水稻を耕作しており、一体として耕作しやすいため。ということで、農地の価格は10アール当たり〇〇円になってい

ます。

申請番号3番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田1筆〇〇㎡です。申請事由です。(譲渡人) 経営規模の縮小のため。(譲受人) 経営規模の拡大のため。ということで、農地の価格は発生していません。

続いて2ページになります。

申請番号4番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田1筆〇〇㎡、畑2筆〇〇㎡、合計〇〇㎡です。申請事由です。(譲渡人) 県外に居住しているため、耕作・維持・管理することができない。(譲受人) 武雄市に移住する予定で、移住後に自宅に近く、耕作しやすいためということで、農地の価格は発生していません。

以上4件につきまして、農地法第3条許可の判断基準を満たしていると判断いたします。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長

議案の説明が終わりました。この4件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん何かございませんか。

〇〇番

申請番号1番です。特別にはないのですが、空き家に付いている畑でありまして、家と畑を同時に購入するという事で、家の方には実家の方から祖父、祖母を呼び寄せて住ませるということでした。畑の方は今のところ仕事に就いているということで、現在、元々の地主さんの本家の人が管理して耕作されているんですね。そのまましばらくは作っていいということで、いずれは祖父、祖母が来たら畑を作ってもらおうということでした。別に問題はありませんでしたけど、この(譲渡人) 〇〇さんと言う方が亡くなってらっしゃいますけども、法定相続人40人くらいいて、ここまでに来るまでに相当の時間がかかったという事でした。以上です。

〇〇番

申請番号2番の件ですが、これは聞くところによると、設計事務所からお話を聞きましたけれども、畦畔の分だけをし損ねていたという話で、畦畔の分〇〇㎡ということで、そういう話だったので何ら問題はないかと思ひ印を押しました。

〇〇番

申請番号3番です。譲渡人と譲受人は親戚関係で田んぼがワノウなので譲受人が引き受けるという形で、1枚の田んぼを譲受人が管理するという事でした。

〇〇番 申請番号4番です。これは空き家を買われて、それに農地が付いてきて家庭菜園として利用するという事です。以上です。

会 長 地元委員の説明が終わりましたので、質疑を開始いたします。ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

会 長 3条で買われる場合は機械とかの問題もあると思いますが、4番でしたか手動でやるというところもありましたけども、そういう所もきちんと確認されて印鑑を押していただく様にお願いいたします。

会 長 それでは他に質疑も無いようですので質疑を留めます。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請4件について許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請4件については許可する事に決いたしました。

《議案第2号 農地法第5条 許可申請》

会 長 次に議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が6件提出されております。まず議案この議案の申請番号1番から5番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。
議案書3ページ、付近見取図及び土地利用計画図は、1ページからとなります。

申請番号1番、権利の内容は所有権移転となっています。土地は〇〇町の田1筆〇〇㎡です。申請事由です。当該地区は、駅へのアクセスや幹線道路への利便性など生活環境が整っている。申請地は上水道などのインフラ引込が比較的容易な場所であり、住宅用地として高い適正を有していると判断し今回の申請に至った、ということで2区画での宅地分譲を計画されています。工事完了時期は令和8年12月末を予定されています。

申請番号2番、権利の内容は所有権移転となっています。土地は〇〇町の田1筆〇〇㎡です。申請事由です。現在、アパートに居住しているが、将来の子どもの成長を見据え安定した住環境を確保するため一戸建を建築したい

ということで、一般住宅を計画されています。工事完了時期は令和9年9月末を予定されています。

申請番号3番、権利の内容は所有権移転となっています。土地は〇〇町の畑2筆〇〇㎡です。申請事由です。事業の一環として土地を探していたところ、周囲が宅地化され住宅地として最適であった。所有者も今後の耕作の労力が無いため、耕作放棄地となることを懸念されており、売買の快諾を得ることが出来たので計画した。ということで、2区画での宅地分譲を計画されています。工事完了時期は令和8年12月末を予定されています。

申請番号4番、権利の内容は所有権移転となっています。土地は〇〇町の田1筆〇〇㎡、畑1筆〇〇㎡、合計で〇〇㎡です。1,000㎡を超えていますので、7月の調査委員会の案件となっております。又、3,000㎡を超えていますので、8月の県の常設審議委員会案件となっております。申請事由です。現在利用操業する場内を採石場として利用拡大するため、又、採石置場及び工作機械置場並びに販売運搬車両及び職員駐車場が不足しており、業務上の利便性を向上させるため計画したということで資材置場及び駐車場を計画されています。対象地区は六角川流域の特定都市河川流域内での1,000㎡以上の開発になりますので、雨水貯留浸透施設である調整池が農地東側に設置される計画です。工事完了時期は令和9年9月30日を予定されています。

申請番号5番、権利の内容は使用貸借権の設定となっております。土地は〇〇町の畑1筆〇〇㎡です。申請事由です。申請農地の隣接地にある自己所有の宅地に建っている居宅の建て替えにあたり、申請地の東側を駐車場として利用したいということで、駐車場を計画されています。申請地西側には、20年程前に農業用倉庫を無許可で建築されており、始末書を添付されています。工事完了時期は令和9年1月30日を予定されています。

以上5件、農地区分の該当事項と許可区分の該当事項は議案の記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。このうち4番及び6番の案件については、令和8年7月24日（金）に調査委員会を行いましたので、座長の〇〇番 〇〇委員から調査結果の報告をお願いします。

〇〇番 調査委員会報告をします。令和8年7月24日午後1時30分から、B班

及び地元農業委員により、武雄市役所 3 階会議室にて調査委員会を開催しました。

議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 2 件について、審議を致しました。

申請番号 4 番「資材置場及び駐車場」について、「現況の里道や水路の付け替えは計画されているか」という質疑に、「付け替えはせず現況のままの利用をするが、利用状況を考え、形状の変更をする」との回答がありました。

また、「乗入口はどのようになるか」との質疑に対して、「現況施設がある西側からの乗り入れを考えており、盛土をして同じ高さにして西側から乗り入れる」との回答がありました。

申請番号 6 番「一般住宅の新築」について、「現状段差がある形状になっているが、造成をして一般住宅の建築をする計画であるのか」との質疑に対して「現状の段差をいかし、一般住宅の建築を計画している」との回答がありました。

以上、質疑等はありませんでしたが、この案件について調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

以上、報告いたします。

会 長

ありがとうございました。調査委員会の報告が終わりました。

他の案件につきまして、地元委員さんの補足説明をお願いします。その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん何かありませんか。

〇〇番

申請番号 1 番ですけど、〇〇区というところで、周りが住宅ばかりであって去年まで米を作られていたんですけど、米はつくられんと、（譲渡人）古賀さんというのが、住宅地ばかり田を持っていて、もう耕作をやめるという事で見に行きましたけど、周りは田がなくて、周りに迷惑をかける事もなかったので許可しました。

〇〇番

申請番号 2 番です。〇〇区で〇〇小学校のちょうど裏あたりになりまして、ほどほどもう住宅地の中にポツンと田がありまして、草刈りなどの管理はされておりましたが、（譲渡人）〇〇さんというのも全然機械もなくほったらかしで、人に頼んで草刈りをしている状態でありましたが、今度買い手がついたという事で、見に行きましたけど、ほぼもう宅地にするしか使い道が無い状態でしたので、印を押しました。

〇〇番

申請番号 3 番です。畑でありまして場所的には用途地域の住宅にできる地域になっておりますので、許可してもなんら問題が無いということで押印しました。以上です。

〇〇番

申請番号 5 番です。（貸付人）〇〇さんと（借受人）〇〇さんは親子関係でするので、特に問題は無いようですので許可して印を押しました。

会 長 ありがとうございます。申請番号3番に（成年後見人）〇〇さんとありますので、成年後見人の説明をお願いします。

事務局 こちらは成年後見人が（譲渡人）〇〇さん、非成年後見人が〇〇さんということで、関係はご夫婦ということになります。

会 長 非成年後見人さんは判断能力ができない様な病気になられているのでしょうか。

事務局 非成年後見人がご病気で判断能力が無いという事で、配偶者が成年後見人となられています。

会 長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、質疑を始めます。

ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思います。何かありませんか。

（質疑等なし）

会 長 質疑も無いようですので、質疑を留めます。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請、申請番号1番から5番までの5件について本委員会としては許可しても差し支えないとの意見をつけて佐賀県知事に送る事に異議はございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

会 長 異議なしと認めます。よって議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の申請番号1番から5番については本委員会としては許可しても差し支えないとの意見をつけて佐賀県知事に送る事に決しました。

会 長 次に申請番号6番については、〇〇が譲渡人であり、農業委員会等に関する法律に第31条に基づく議事参与の制限により、議案第2号申請番号6番の議事開始から終了まで退席をお願いします。

（〇〇退席）

会 長 それでは申請番号6番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号6番、権利の内容は所有権移転となっています。土地は〇〇町の

田1筆〇〇㎡です。1, 000㎡を超えていますので、こちらも7月の調査委員会の案件となっております。申請事由です。以前より豊かな自然と環境に囲まれた土地で暮らしたいと思っており、申請地は希望する立地と合致した。土地の地形を生かして1階は陶器関係の作業場、2階に居住スペースを計画されています。こちらは1, 000㎡以上ですが、六角川流域の特定都市河川流域の指定外となっております。

なお、工事完了時期は令和9年4月下旬を予定されています。

農地区分の該当事項と許可基準の該当事項は、議案書記載の通りです。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この件について、地元委員さんのからの補足説明があれば、その補足説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

地元委員さん何かございませんか。

〇〇番 申請番号6番です。〇〇の下の方の土地であって、今はもう水が無いということで、荒れていて、見に行ったんですけど、ちょっと土地の詳細の確認が難しかったですけど、でもこういう所に住みたいという方がいらっしゃるなあと思いましたが、周りに農地もなく特別問題もなく押印しました。以上です。

会 長 地元委員さんも言われたように、他委員も言われたんですが、農業委員は指導する立場なのに〇〇がこのような状況に農地をしていてどうするのかと、〇〇に言いましたけど、私も調整委員会の時にその様に申しまして、でももっと厳しくと言おうと思いましたが、この暑い中、草刈りをして体調にどうかあったらと思ってそこは留めましたが、現場的にはですねこの石垣を利用して、上の方が石垣の上の方が2階になって、下の方が1階になってちょうど焼き物を造る方でしたので、陶器を焼く作業場にするとおっしゃっていました。ちょっと石垣もどこからどこまで少し分かり難いところもありましたけども、代理人が説明していただきましたので、そしてまたよそこに迷惑をかける場所でもなかったので許可をいたしましたけども、今回私が思ったのは代理人が来られると、通常は、地権者は来られないですもんね、その時に代理人にもっと草刈りをしてくださいと言うのか、地権者にもっと草刈りをして調査委員会にかけて下さいと言うのか、ちょっと私もそのあたりが申請を受けている人はこの代理人なのでこの方に言わないといけないのか後から考えましたけど、ちょっと委員の皆さんどのようにお考えでしょうかちょっと訊きたいと思います。

〇〇番 代理人に言ったら良いと思います。調査委員会にかけるのであれば、事前に土地の整備など準備は必要かと思います。

〇〇番 ちょっと特異な建物を建てるということでもっときちんと調べないといけないと思いましたがどこからどこまでが申請地かという事も分かり難い状態でしたから。他委員さんからもご指摘いただきましたが。

〇〇番 だいたい調査委員会にかける様な案件は現地をきちんと整備して受けてもらわないといけません。

〇〇番 特に夏場などは審査にかける土地の事前整備は体調を崩されない程度でしていただくようご指導いただき、正しい審査ができるように皆さまよろしくをお願いします。

会 長 他にご意見等ありますか。意見も無いようですので、質疑を留めます。
議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の申請番号6番について許可する事にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の申請番号6番については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

会 長 事務局長入席してください。

(事務局長入席)

———《議案第3号 農地移動適正化あっせん事業に係る委員の指名について》———

会 長 次に、議案第3号農地移動適正化あっせん事業に係る委員の指名について議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号農地移動適正化あっせん事業に係る委員の指名についてご説明いたします。議案書6ページになります。

農地の所有者から農地売買等特例事業に係る農用地の売り渡しの申し出があり、武雄市農地移動適正化あっせん事業実施要領第4条第8項の規定により、あっせん委員を氏名したいので、農業委員会の議決を求めるものです。あっせん申出者の住所、氏名及びあっせん申出農用地等の所在、地目及び面積は記載のとおりです。あっせん委員は農用地の地元農業委員である岩橋久美委員と橋口康則推進委員を指名したいと思います。本来なら地元推選委員

は〇〇委員ですが、〇〇委員は農地売買等特例事業の当事者となりますので、農用地の担当地区に近い橋口康則委員を指名したいと思います。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第３号について質疑を開始いたします。何かございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等も無いようですので、議案第３号の質疑を留めます。議案第３号農地移動適正化あっせん事業に係る委員の指名については岩橋久美委員と橋口康則推進委員を指名することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第３号農地移動適正化あっせん事業にかかる委員の指名については岩橋久美委員と橋口康則委員を指名することに決しました。よろしくお願いします。

会 長 ここはもう随分前から出ておりまして、最初は宅地だけを買うと言われてましたが、宅地を買うと言う方が取り下げと言いますか「もういらないと」いう事になりましたので、そうしたらですね〇〇委員がですね、〇〇委員の地区は〇〇地区なんですけど、その近く自分の田のとなりになりますので、自分の地域で集落で農地を増やしたいと言われてましたので、〇〇委員さんの方に話を持っていかれてまして、そうしたら宅地と農地を全部買っていただくという事になりました。

そうしたらですね、調査したところ農振地がほとんどだったんですけど、その中に一部だけ農振地じゃない所が入っておいりましたので、そこを農振地に入れ込んでこういう書類を作られましたのでちょっと時間がかかりました。(あっせん申出者) 〇〇さんがご病気でなかなかこちらに来られないんじゃないかと思われましたけども、あっせん会議にはちょっと無理してでも来ていただけたという事で８月にこの会議が終わりましたら直ぐにあっせん会議を開きたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

—————《議案第４号 農用地利用集積等促進計画（案）について》—————

会 長 次に議案第４号農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第４号武雄市農用地利用集積等促進計画（案）について説明します。

資料は別冊になっております。こちらは農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により農業委員会の意見を聴取するものです。1ページをご覧ください。

こちらに令和8年度第5号利用集積等促進計画(案)を記載しております。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。全体の合計といたしましては田再設定6件、14筆、25,547㎡、畑新規1件、4筆、1523.46㎡となっております。3ページ以降に各町の詳細を記載しております。

なお、利用権設定解除については、今月提出はありませんでした。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 議案第4号の説明が終わりました。議案第4号につきまして質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようでありますので、議案第4号に質疑を留めます。

会 長 議案第4号の利用集積等促進計画(案)については原案通り「意見なし」と回答する事にご異議ございませんか。

(異議なし)の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第4号農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、原案通り「意見なし」と回答する事に決しました。

会 長 次議題に入る前に先ほどのあっせん事業の事で許可をいただきたい件ですが、事務局の方にもお話してありますが、私が〇〇委員に(あっせん申出者)〇〇さんがご病気でお体が不自由で、書類作成に関して、当該土地のある区の〇〇区長さんにお世話になり、今回、あっせん委員会に申出者は来られますけど、区長さんの同席もお願いしたいと申し出ましたので、委員の皆さま許可をもらわないといけなかなと思ひまして。同席の件につきまして同意していただけるでしょうか。

(委員一同同意)

会 長 よろしくお願いします。

————— 《議案第5号 武雄市非農地証明願について》 —————

会 長 議案第 5 号武雄市非農地証明を議題といたします。この事について 2 件の証明願いが提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 5 号武雄市非農地証明願についてご説明いたします。
議案書は 7 ページ、資料は、19 ページからになります。
申請番号 1 番です。土地は〇〇町の畑 1 筆、現況は雑種地、〇〇㎡です。農地でなくなった原因は、平成 8 年に自宅の生活排水処理施設として住宅用浄化槽を設置しており、現在に至るまで住宅敷地と一体的に利用している。ということで事務処理要領該当事項の 5 号に該当するものと判断しております。
次に申請番号 2 番、土地は〇〇町の畑 1 筆、現況は山林、〇〇㎡です。農地でなくなった原因は、30 年以上前から耕作しておらず、山林となっている。ということで事務処理要領該当事項の 4 号に該当するものと判断しております。
事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 議案の説明は終わりました。議案第 5 号について地元委員さんから補足説明があればその説明をうけてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん何かございませんか。

(説明特になし)

会 長 それでは他に質疑は無いようでございますので、質疑を留めます。議案第 5 号武雄市非農地証明 2 件について原案通り証明することに意義はありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第 5 号武雄市非農地証明 2 件については原案通り証明することに決しました。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして本日準備されました議案報告につきましては全て終了しました。
これをもちまして令和 8 年 8 月の農業委員会総会を終わります。